## 「環境首都」水俣・芦北地域創造施設整備補助金交付要項

## (趣旨)

第1条 知事は、水俣・芦北地域における、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりに向けた取組としての施設整備を推進するため、水俣市、芦北町及び津奈木町(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

## (補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

<u>ം</u>			
区分	内容	対象経費	補助率
ゼロカーボ	ゼロカーボン化(事業実	左欄に掲げる	1 0 分
ン産業団地	施地区における温室効果ガ	事業を実施する	の9以
創出等施設	スの排出量の削減並びに吸	ために必要な工	内
整備事業	収作用の保全及び強化(以	事費 (本工事費	
	下「温室効果ガスの排出抑	、付带工事費及	
	制等」という。)のための	び調査費)及び	
	措置による温室効果ガスの	事務費(旅費及	
	排出抑制等の効果(当該地	び庁費)。	
	区外におけるものも含	ただし、事務	
	む。)が、当該地区の温室	費は、工事費の	
	効果ガス排出量と同等又は	金額に対し、4	
	それを上回ることをい	. 5パーセント	
	う。)を図ることその他の	を乗じて得た額	
	地域の有形無形の環境資源	の範囲内とする	
	を活用するなどした環境価	0	
	値の向上策により地域経		
	済・産業基盤の強化を図る		
	ための施設を整備する事業		

公共空間拠 温室効果ガスの排出抑制 点施設整備 等に資する集約型の都市構 事業 造の実現(それに伴う中心 市街地活性化を含む。)を 図るため、中心市街地等に おける水俣病被害者を含む 地域住民の交流を推進する 拠点施設及びその周辺地域 の整備事業 低炭素型観 地域の公共交通機関の利 光推進施設 用者 (水俣病被害者を含 整備事業 む)の利便の向上(良好な 利用環境の創出を含む)そ の他の地域環境資源を活用 した又は温室効果ガスの排 出抑制等環境負荷の低減を 講じつつ水俣病発生地域の 観光を推進するための施設 の整備事業

#### (交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、次により算定した額とする。
  - (1)補助対象経費の支出予定額と基準額を比較して少ない方の額を選定する。
  - (2)総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と(1)により選定された額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じた額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 前項の申請書の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各 号に定めるところによるものとする。
  - (1) 事業 (変更) 計画書 別記第2号様式
  - (2)補助金所要額調書 別記第3号様式

- (3) 歳入歳出予算書(見込) 抄本
- (4) 実施設計書(実施設計が完了している場合に限る。)
- (5) 事業実施箇所を示す位置図・平面図
- (6) 現況写真
- (7)事業実施箇所の土地又は建物の何らかの権限を有していること又は取 得することが確実であることを証明する書類
- (8) その他参考となる書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は当該年度の1月末日とし、その提出部数は3 部とする。

### (交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1)補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要項の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならないこと。
  - (2)補助事業者が、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争入札に付さなければならないこと。ただし、補助事業の性質又は目的により一般の競争入札に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争入札又は随意契約をすることができること。
  - (3)補助事業を中止又は廃止する場合には、別記第4号様式による申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
  - (4)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
  - (5)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けなければ、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。この場合において、当該承認を受けようとする者は、次の手続きによるものとすること。
    - ア 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について ((平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)、以下「承 認基準」という。)に定める包括承認事項に係るものについては、別 記第6号の2様式による報告書を知事に提出すること。
    - イ 承認基準に定める包括承認事項に係るもの以外については、別記第 6号様式による申請書を知事に提出すること。

- (6) 知事の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入が あった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある こと。
- (7)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、 その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8)補助事業の経理を行うに当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に 区別して行うものとすること。
- (9) 知事は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が新たに生ずると認められる場合又は第13条の規定による補助金の額の確定後、 当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合においては、補助金の 交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金の全部又は一部の金 額を県に納付させることができること。
- (10)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合は、別記第7号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。

この場合において、補助事業者は、当該消費税等相当額を県に納付するものとすること。

#### (決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定 通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

# (補助事業の内容等の変更)

- 第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。
  - (1)補助事業の主要部分(補助目的に関わる事業内容、事業実施箇所、事業 実施時期)の変更
  - (2) 補助対象経費の20パーセントを超える変更
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第9号様式によるものとし、第2号 を除く第4条第2項各号の書類及び補助金所要額変更調書(別記第3号の2 様式。補助金の額に変更を生じる場合に限る。)を添付するものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第8号の2様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第8号の3様式)により行うものとする。

### (申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

## (状況報告)

- 第9条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。
- 2 前項の状況報告は、遂行状況報告書(別記第10号様式)によるものとし、 その提出部数は1部とする。

## (竣工確認検査等)

- 第10条 知事は、補助事業のうち工事を施工する場合(軽微な工事を除く。) は、熊本県補助工事等確認検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第21号)に 基づく竣工確認検査又は中間確認検査(以下「確認検査」という。)を行う ものとする。
- 2 補助事業者は、竣工検査又は出来高検査(工事が複数年度にわたる場合に限る。)後、速やかに補助工事等竣工確認検査等要請書(別記第11号様式)を知事に提出し、確認検査に当たっては、工事請負業者等関係者とともに立会いを行うものとする。

#### (実績報告)

- 第11条 規則第13条の実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)事業実績書(別記第2号の2様式)
  - (2)補助金精算額調書(別記第3号の3様式)
  - (3) 歳入歳出決算書(見込) 抄本
  - (4) 事業の経過及び完了を証明するに足りる写真
  - (5) 契約書(契約した場合に限る。) の写し
  - (6) 竣工(出来高)検査復命書又は工事完了確認書の写し(工事を施工する場合に限る。)
  - (7) その他参考となる書類

- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から起算して1か月 以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日とし、その提出部数は3部 とする。
- 4 第1項の実績報告書の提出に当たって、仕入控除を行う場合は補助金に係 る消費税及び地方消費税を補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業の実施期間内において、県の会計年度を終了した時は、翌年度の 4月7日までに年度終了実績報告書(別記第12号の2様式)に補助金の経 費所要額実績(別記第12号の3様式)を添えて、知事に提出しなければな らない。

### (事業の繰越)

第12条 補助事業は、当該年度の3月15日までに完了しなければならない。 ただし、交付の決定後やむを得ない事由により、峻工の見込みがなくなった 場合は、別記第13号様式により当該年度の3月1日までに知事に報告し、 その指示を受けなければならない。

## (補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確 定通知書(別記第14号様式)により行うものとする。

### (補助金の請求等)

- 第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記第15号様式によるものとする。
- 2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第16号様式)及び補助金概算払請求書 (別記第15号の2様式)によるものとする。

# (証拠書類の保管期間)

第15条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とし、別記第17号 様式による補助金調書を作成するものとする。

#### (雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年(2022年)3月1日から施行する。